

令和2年4月8日

保護者 様

流山市教育委員会

緊急事態宣言公示による対応変更について

日頃より、本市の教育活動に御理解、御支援いただき、心より感謝申し上げます。

この度の臨時休校措置については、令和2年4月6日（月）付けで、保護者様宛てに御連絡いたしました。同4月7日（火）付けで政府より「緊急事態宣言」が公示されたことを受け、各校における臨時休業期間中の対応について、下記のとおり変更いたします。御理解、御協力をお願いいたします。

記

1. 休校期間

令和2年4月8日（水）～同5月6日（水）

※この期間以降の学校再開時期については、今後の新型コロナウイルス感染症対策専門会議における提言や国・県からの通知等を参考に、市内の感染状況も考慮し、改めて判断します。

2. 4月10日（金）の連絡日（登校日）について

中止とします。給食も実施しません。

4月10日（金）～4月16日（木）の期間、休業中の課題等を受け取りに、保護者又は児童・生徒が来校してください。方法、時間等は各校の指示に従ってください。

3. 休校期間中の分散登校日について

第3回「流山市新型コロナウイルス感染症対策会議」にて実施を検討していましたが、感染症対策の徹底のため、中止とします。

4. 「預かり学級」について

(1) 期間 令和2年4月10日（金）～同5月1日（金）

※詳細は別途ご案内いたします。

(2) 給食について

感染症対策の徹底のため中止とし、参加者は弁当持参とします。

5. 学校開放について

校庭のみ開放します（一部工事中の学校を除きます）。

※今後、状況の変更がありましたら、市ホームページ、各校よりのメール、ホームページ等で御連絡いたします。